

平成30年12月18日

精華町議会議長 杉浦正省様  
 精華町長 木村要様  
 精華町教育委員会教育長 川村智様  
 精華町農業委員会会長 太田廣之様  
 精華町消防長 坂野佳彦様

精華町監査委員 船戸明

同 森田喜久

### 平成30年度定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、その結果について次のとおり意見を付して報告します。

なお、同条第12項の規定により、当該監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員まで通知してください。

## 第1 監査の期間

平成30年10月1日から平成30年12月3日まで

## 第2 監査の概要

監査の対象や着眼点、対象部局、調査資料は、以下のとおりとした。

監査対象	監査の着眼点	監査対象部局	調査資料
1 平成29年度に監査対象部局が締結した随意契約の内、一般会計及び特別会計の報償費、需用費、役務費、委託料、使用料	(1) 随意契約の理由が妥当であるか。 (2) 予定価格が適正に定められているか。 (3) 見積書の徴取が適正に行われているか。	全課等	(1) 随意契約調査票（指定様式） (2) 該当契約に係る起工伺いから検査復命に至る一連の

<p>及び賃借料、工事請負費並びに備品購入費に属するもので、当該年度の支払総額が上位5件に入るもの（ただし、法令等で金額が定められているものを除く。）</p>	<p>るか。  (4) 契約保証金免除の理由が妥当であるか。  (5) 契約書又は請書が適正に作成されているか。  (6) 決裁日の記入漏れや押印漏れ等、契約に係る一連の書類に形式上の不備がないか。</p>		<p>書類の原本</p>
<p>2 契約期間が平成29年度にかかる長期継続契約（町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第3号適用のものを対象とする。）</p>	<p>同条例第2条第3号の適用理由が妥当であるか。</p>	<p>契約期間が平成29年度にかかる長期継続契約（同条例第2条第3号適用のものを対象とする。）を締結している課等</p>	<p>(1) 長期継続契約締結根拠規定確認票（指定様式）  (2) 長期継続契約調査票（指定様式）  (3) 該当契約に係る起工伺いから検査復命に至る一連の書類の原本</p>
<p>3 平成29年度行政監査及び定期監査（平成27年度定期監査（税外債権の管理状況）関連を対象とする。）において指摘又は指導した事項の改善状況</p>	<p>平成29年度行政監査及び定期監査において指摘又は指導した事項が改善されているか。</p>	<p>財政課</p>	<p>平成29年度定期監査指摘事項等改善状況（指定様式）</p>

また、監査の方法としては、監査対象部局に対し調査資料の提出を求め書面調査を実施するとともに、平成30年11月7日、9日及び13日の各日において、関係職員から説明を聴取した。

### 第3 監査の結果及び意見

- 1 平成29年度に監査対象部局が締結した随意契約の内、一般会計及び特別会計の報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費並びに備品購入費に属するもので、当該年度の支払総額が上位5件に入るもの（ただし、法令等で金額が定められているものを除く。）

(1) 随意契約の理由が妥当であるか。

起案文書において、随意契約を行う理由が不明確なものや、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の適用条項が適切でないものが見受けられた。

地方自治法第234条第2項では「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定されている。

つまり、随意契約は、一般競争入札の方法によることを原則とする契約の例外として、同政令第167条の2第1項各号のいずれかに該当する場合に限って行うことができるものである。

よって、例外的に随意契約の方法によることとする場合には、その客観的な理由や同政令第167条の2第1項各号の適用条項を精査し、起案文書において明確にされたい。

(2) 予定価格が適正に定められているか。

起案文書において、予定価格の積算根拠が不明確なものが見受けられた。

町契約規則第6条第4項では「予定価格を定める場合においては、当該物件又は役務の取引実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期限の長短等を考慮しなければならない。」と規定されている。

よって、予定価格の設定に当たっては、その考慮した内容や予定価格の妥当性を検証できるよう積算根拠を起案文書において明確にされたい。

(3) 見積書の徴取が適正に行われているか。

起案文書において、見積書の徴取を1人の者のみからする理由や、見積書の徴取を省略する場合における町契約規則第9条の4第2項各号の適用条項が不明確なものが見受けられた。

同規則第9条の4第1項では「契約権者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、契約の目的、契約の内容、契約書作成の要否その他契約に必要な事項及び仕様書その他見積りに必要な事項を示して、2人以上の者から見積書を徴取しなければならない。ただし、契約の性質若しくは目的により契約の相手方が特定される場合又は2人以上の者

から見積書を徴取する必要がない場合は、1人の者から見積書を徴取するものとする。」と規定されている。

つまり、見積書の徴取を1人の者のみからすることは、2人以上の者からの見積書の徴取を原則とするものの例外として、同規則第9条の4第1項ただし書に該当する場合に限って行うことができるものである。

また、同規則第9条の4第2項では「前項ただし書の場合において、次の各号の一に該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。」と規定されている。

つまり、見積書の徴取を省略することは、見積書の徴取を原則とするものの例外として、同規則第9条の4第2項各号のいずれかに該当する場合に限って行うことができるものである。

よって、例外的に見積書の徴取を1人の者のみからする場合や見積書の徴取を省略する場合には、その客観的な理由や同規則第9条の4第2項各号の適用条項を精査し、起案文書において明確にされたい。

(4) 契約保証金免除の理由が妥当であるか。

起案文書において、契約保証金を免除する理由や町契約規則第15条の3各号の適用条項が不明確なもの、また、当該適用条項が適切でないものが見受けられた。

地方自治法施行令第167条の16第1項では「普通地方公共団体は、当該普通公共団体と契約を締結する者として当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定され、同規則第15条の3では「次の各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。」と規定されている。

つまり、契約保証金の免除は、契約保証金を納付させることを原則とするものの例外として、同規則第15条の3各号のいずれかに該当する場合に限って行うことができるものである。

よって、例外的に契約保証金を免除する場合には、その客観的な理由及び同規則第15条の3各号の適用条項を精査し、起案文書において明確にされたい。

(5) 契約書又は請書が適正に作成されているか。

ア 自動更新条項について

契約書に自動更新条項があるものが見受けられた。自動更新条項とは、契約書において「契約期間満了前の一定期間内に契約当事者の一方から契約を更新しない旨の申入れがない限り、当該契約を自動更新する。」ことを定めたものである。

地方自治法第232条の3では「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されている。

そのため、後年度予算の裏付けがない状態で後年度における契約を約束する自動更新条項を設けることはできない。

また、同法第234条の3では「普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。」と規定されている。

そのため、継続費や繰越明許費、債務負担行為による予算措置を要しない場合であっても、長期継続契約によらずに、後年度における契約の継続を約束する自動更新条項を設けることは適切でない。

よって、次回の契約更新に当たっては、長期継続契約の可否を検討した上で、契約書にある自動更新条項を削除されたい。

#### イ 契約書様式について

契約書に町契約規則第13条第1項各号の記載事項がないものが見受けられた。

同規則第13条第1項では「契約書には、次の各号に掲げる事項についての記載がなければならない。ただし、該当の事項のない事項については、この限りではない。」と規定されている。

つまり、契約の性質や目的等による特別な事情がない限り、同規則第13条第1項各号に掲げるすべての事項を契約書に記載しなければならない。

なお、町では、これらの記載事項が漏れなく記載されるよう、標準契約書が作成されている。

よって、契約書の作成に当たっては、標準契約書の使用の可否を検討した上で、これを使用しない場合には、同規則第13条第1項各号の記載事項が漏れなく記載されていることや、契約内容に関係法令等

に抵触するような不適當な点がないことを確認されたい。

- (6) 決裁日の記入漏れや押印漏れ等、契約に係る一連の書類に形式上の不備がないか。

起案文書の決裁年月日欄や施行年月日欄、完結年月日欄、公印使用欄に記載がないものが見受けられた。

起案文書は、事案の処理について町が組織として意思決定をする基礎となるものである。

よって、起案文書の作成に当たっては、『文書事務の手引』に則り必要事項を記載されたい。

- 2 契約期間が平成29年度にかかる長期継続契約（町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第3号適用のものを対象とする。）

起案文書において、町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第3号適用により長期継続契約を行う理由が不明確なものや、当該適用条項が適切でないものが見受けられた。

地方自治法第234条の3では先述のとおり規定され、地方自治法施行令167条の17では「地方自治法第234条の3に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。」と規定されている。

つまり、条例で定める契約に関する長期継続契約は、継続費や繰越明許費、債務負担行為による予算措置を原則とする複数年契約の例外として、同条例第2条各号のいずれかに該当する場合に限って行うことができるものである。

また、同条例第2条第3号では「前2号に掲げるもののほか、長期継続契約を締結しなければ当該契約に関する事務の取扱いに支障を及ぼす契約」と規定されている。

つまり、同条例第2条第3号適用による長期継続契約は、同条第1号と第2号により限定された契約の種類例外として、長期継続契約を締結しなければ当該契約に関する事務の取扱いに支障を及ぼす場合に限って、これら以外の契約の

種類のものでも行うことができるものである。

よって、例外的に同条例第2条第3号適用により長期継続契約とする場合には、その客観的な理由や適用条項を精査し、起案文書において明確にされたい。

3 平成29年度行政監査及び定期監査（平成27年度定期監査（税外債権の管理状況）関連を対象とする。）において指摘又は指導した事項の改善状況

平成29年度において指摘した内容については、おおむね改善の方向にあることが確認された。なお、自力執行権のない私債権については、未収債権の整理に向けた引き続きの努力が望まれる。